

## 長崎県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要領

長崎県障害福祉サービス事業者等に対するサービス継続支援事業実施要綱(以下、「実施要綱」という。)3の事業による長崎県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要領は次のとおりとする。

### (通則)

第1条 長崎県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示460号の9)及びこの要領の定めるところによる。

### (交付の対象)

第2条 この要領において補助を受けることができる者は、実施要綱3に定める障害福祉サービス事業所・障害者支援施設等を運営する社会福祉法人又は特定非営利活動法人等とする。

### (補助対象経費)

第3条 障害福祉サービスを継続して提供するために必要な経費の例は、実施要綱別添1及び別添2のとおりとする。

### (補助額の算定方法)

第4条 補助金は、次により算出する。なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 次の(ア)及び(イ)の方法により算出された額を比較していずれか少ない方の額

(ア) 対象経費の実支出額と、対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合にあつては、寄付金収入額のみを除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額。

(イ) 実施要綱別添1及び別添2により算出した基準額。

### (交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更をする場合（軽微な変更を除く。）には、県知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、県知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに県知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（交付の決定の除外）

第6条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、交付の決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

（申請手続）

第7条 この補助金の交付の申請については、様式第1号により別途定める日までに県知事に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第7条に定める申請手続に従い、別途定める日までに行うものとする。

（補助金の交付の決定の通知）

第9条 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に様式第3号により通知しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し）

第10条 知事は、補助事業者が第6条各号のいずれかに該当することが判明し、

補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して法令等に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助金に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

#### (実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（実施要領様式第2号）に関係書類を添えて提出するものとする。

#### (補助金等の交付)

第12条 規則第14条の規定により確定の通知を受けた補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、様式第4号を提出しなければならない。

2 補助金は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払いをすることができる。この場合においては、様式第4号の2を提出しなければならない。

#### (その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附則

##### (施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年9月15日から施行する。